

令和8年 第15回 委員会議題

令和8年10月20日

1 議 案

- 議案第64号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第65号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について
- 議案第66号 福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- 議案第67号 福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 議案第68号 福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について
- 議案第69号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第70号 福岡市長選挙における投票所の指定について
- 議案第71号 福岡市長選挙における開票の場所及び日時について
- 議案第72号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第73号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 議案第74号 選挙人名簿から抹消する者について

福岡市西区選挙管理委員会

議案第64号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定める
くじを行う場所及び日時について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における西区の投票所内の候補者の
氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 小 畠 久 弥

- 1 場所 福岡市西区内浜一丁目4番1号
福岡市西区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和8年11月1日 午後6時から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。
- ・告示 市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程(昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号)第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号)第35条第3項

○公職選挙法

(投票記載所の氏名等の掲示)

第一百七十五条

- 3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

議案第65号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定める
くじの方法について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における西区の投票所内の候補者の
氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 小 畠 久 弥

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

○公職選挙法

(投票記載所の氏名等の掲示)

第一百七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

議案第66号

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 小 畠 久 弥

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第144条の2の規定による。

○公職選挙法

(ポスター掲示場)

- 第百四十四条の二 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。
- 2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。
 - 3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。
 - 4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。
 - 5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。
 - 6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。
 - 7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。
 - 8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。
 - 9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。
 - 10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

議案第67号

福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における西区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 小 畠 久 弥

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所3階大会議室A・B	令和8年11月2日から 令和8年11月14日まで
福岡市西区西都二丁目1番1号 福岡市西区役所西部出張所2階202会議室	令和8年11月2日から 令和8年11月14日まで
福岡市西区橋本二丁目27番2号 木の葉モール橋本1階会議室	令和8年11月7日から 令和8年11月14日まで
福岡市中央区天神二丁目2番43号 ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	令和8年11月7日から 令和8年11月14日まで
福岡市西区能古726番地9 福岡市能古公民館	令和8年11月8日
福岡市西区大字玄界島21番地3 福岡市玄界公民館	令和8年11月8日及び 令和8年11月12日
福岡市西区大字小呂島61番地1 福岡市愛宕浜公民館小呂分館	令和8年11月10日
福岡市西区豊浜三丁目1番10号 イオンマリナタウン店特設会場	令和8年11月10日から 令和8年11月14日まで
移動期日前投票所(バス車両)	令和8年11月9日から 令和8年11月13日まで
福岡市西区大字西浦1012番地1 西岡公民館	令和8年11月9日
福岡市西区大字宮浦1963番地3 JA福岡市北崎支店	令和8年11月10日

	福岡市西区大字元岡744番地 九州大学伊都キャンパス/ 日本ジョナサン・KS・チョイ文化館	令和8年11月11日
	福岡市西区大字金武2136番地 JA福岡市金武支店	令和8年11月12日
	福岡市西区大字千里702番地 ハローパーク周船寺	令和8年11月13日

ただし、福岡市能古公民館については、選挙人名簿に記載されている住所が西区能古の選挙人に、福岡市玄界公民館については、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字玄界島の選挙人に、福岡市愛宕浜公民館小呂分館については、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字小呂島の選挙人に限る。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

○公職選挙法
(期日前投票)

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十条第一項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合(午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
第四十条第二項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第四十一条第一項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第四十一条第二項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

議案第68号

福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 小 畠 久 弥

1 変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
木の葉モール橋本1階会議室	午前10時	午後7時
ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	午前10時	午後7時
福岡市玄界公民館(11月12日設置)	午前9時	午後7時30分
福岡市愛宕浜公民館小呂分館	午前11時	午後2時
イオンマリナタウン店特設会場	午前10時	午後7時
移動期日前投票所(バス車両)		
西岡公民館	午前11時	午後5時
JA福岡市北崎支店	午前11時	午後5時
九州大学伊都キャンパス/ 日本ジョナサン・KS・チョイ文化館	午前11時	午後5時
JA福岡市金武支店	午前11時	午後5時
ハローパーク周船寺	午前11時	午後5時

2 変更理由

木の葉モール橋本1階会議室、ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ、イオンマリナタウン店特設会場及び移動期日前投票所については、増設設置するものであり、西区役所及び西部出張所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

○公職選挙法
(期日前投票)

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十条第一項 ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さない と認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合(午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
第四十条第二項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第四十一条第一項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第四十一条第二項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さない
と認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

議案第69号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任
について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における西区の期日前投票所の投票
管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 小 畠 久 弥

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

○公職選挙法
(投票管理者)

第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

○公職選挙法施行令

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	氏名(	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に
	時間	日及び時間
第二十七条	氏名並びに	氏名、
	名称(	名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日(期日前投票所を設ける日ごとの当該
	投票所	期日前投票所
	時間	日及び時間
第二十八条第一項	各投票区	期日前投票所
	投票区の投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所
第二十八条第一項各号	投票区の区域	期日前投票所
第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項	投票所	期日前投票所
第四十一条第四項	第四十八条第二項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第四十八条第二項
第四十二条	投票所	期日前投票所
	第六十条	第四十八条の二第六項において準用する法第六十条
第四十三条	第五十三条第一項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項

	投票箱を送致すべき投票立会人 (投票管理者が同時に開票管理者 である場合には、投票管理者の指定 した投票立会人)が保管し	投票管理者の指定した投票立会人が 封印をし
	保管しなければ	封印をしなければ
第四十四条	開票管理者	市町村の選挙管理委員会
	投票所	期日前投票所
	ならない	ならない。ただし、投票管理者が投票 箱の保管のため必要があると認めるとき は、この限りでない
第四十四条の二第一 項	は、法第五十五条又は第五十六 条	及び市町村の選挙管理委員会は、法 第四十八条の二第五項の規定により読 み替えて適用される法第五十五条
第四十四条の二第六 項及び第七項	選挙の当日	期日前投票所において、当該期日前 投票所を設ける期間の末日に

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第70号

福岡市長選挙における投票所の指定について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における西区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 小 畠 久 弥

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

○公職選挙法

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

- 2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

議案第71号

福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における西区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 小 畠 久 弥

- 1 場所 福岡市西区拾六町一丁目13番35号
福岡市立西体育館
- 2 日時 令和8年11月15日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

○公職選挙法

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第72号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙につき、西区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 小 畠 久 弥

- 1 場所 福岡市西区内浜一丁目4番1号
福岡市西区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和8年11月12日 午後6時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

○公職選挙法

(開票立会人)

第六十二条

- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

議案第73号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙につき、西区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 小 畠 久 弥

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

○公職選挙法

(開票立会人)

第六十二条

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者
- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第74号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年10月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 小 畠 久 弥

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 657人 |
| | 内訳 死亡者 | 225人 |
| | 市外転出者 | 432人 |
| | 登録移転者 | 0人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年10月20日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。(赤②)

(参考)

1 死亡者

令和8年9月1日から令和8年9月30日までに市長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和8年5月1日から令和8年5月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	105	120	225
転 出 者	233	199	432
移 転 者	0	0	0
誤 載 者	0	0	0
計	338	319	657